

## 報告第1号

漁業法の一部を改正する等の法律の公布に伴う海区漁業調整委員会の委員の選挙の取扱いについて

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が平成30年12月14日に公布され公布の日から施行することになったため、その概要を下記のとおり報告する。

平成31年1月9日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 三浦希嘉

記

改正概要 別紙のとおり

# 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

## 趣旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

## 改正の概要

### I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

#### （1）新たな資源管理システムの構築

##### 科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復

###### 【資源管理の基本原則】

- 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条）
- TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条）

###### 【漁獲可能量（TAC）の決定】

- 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条）

###### 【漁獲割当て（IQ）】

- 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条）
- 割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）

#### （2）生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

##### 競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条）
- 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条）
- 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）

#### （3）養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

##### 水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

###### 【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- 都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表
- 知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条）

###### 【漁業権を付与する者の決定】

- 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条）

###### 【漁場の適切・有効な活用の促進】

- 漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条）

###### 【沿岸漁場管理】

- 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）

#### （4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化しよう十分配慮（第174条）

#### （5）その他

- 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条）
- 密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

### II 水産業協同組合法の改正

#### 水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

30 水管第 2064 号  
平成 30 年 12 月 14 日

総務省自治行政局選挙部選挙課長 殿

水産庁資源管理部漁業調整課長

漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴う海区漁業調整委員会の委員の選挙の取扱いについて

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が本日公布されたことに伴い、同日以後、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「現行法」という。）の規定に基づく海区漁業調整委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）の取扱いが変更されます。

つきましては、下記事項について都道府県及び市町村の選挙管理委員会に周知いただくとともに、海区漁業調整委員会に関する業務の円滑な実施について、引き続き御協力のほどお願いいたします。

## 記

### 1 改正法の内容

改正法により、海区漁業調整委員会の漁業者委員（漁業者又は漁業従事者の代表たる委員）の選任方法を見直し、従来の選挙により選任する制度を廃止し、都道府県知事の任命により選任することとされたところです。

このため、改正後の漁業法においては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）を準用する規定や、選挙管理委員会に係る事務に関する規定がありません。

### 2 施行期日及び経過措置

改正法の施行日は、公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが（改正法附則第 1 条）、その経過措置として、

- ① 公布日以後は、選挙は行わない（改正法附則第 14 条第 1 項）
- ② 公布日以後は、海区漁業調整委員会の選挙人名簿を調製しない（改正法附則第 14 条第 2 項）

- ③ 委員の任期は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長する（改正法附則第 15 条第 1 項）
- ④ 改正法の施行の際、現に在任する委員については、なお従前の例により在任する（改正法附則第 15 条第 2 項）

こととされており、①から③までの規定は公布の日から施行されます。

したがって、公布日以後は、委員に欠員を生じた場合の選挙に関する事務、毎年の選挙人名簿の調製に関する事務を行う必要はありません。

### 3 残存事務

選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙により選出された委員の在任期間中は、これらの事務以外の、当該委員に対する解職請求に関する事務、解職請求のために必要となる海区漁業調整委員会の選挙人名簿についての据置き、縦覧に係る告示、縦覧期間内の異議申立てに基づく修正等に関する各種の事務等については、引き続き、選挙管理委員会で行う必要があります。

特に、選挙人名簿については、現行法第 89 条第 3 項から第 9 項までは適用され、選挙人名簿の据置義務が残る委員の任期満了までは、これらの規定に基づく事務を行う必要があります。

なお、現行法第 89 条第 2 項については「前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるとき」と同条第 1 項の申請に係る規定であることから、当該規定に基づく選挙人名簿の調製は行いません。例えば、年齢が 18 歳に到達して選挙資格を得た場合でも、職権による選挙人名簿の調製は行いません。しかし、現行法第 94 条で準用する公職選挙法第 24 条第 1 項の異議の申出があった場合には、当該申出の手続きに基づいて選挙人名簿の修正が行われることとなります。

また、漁業者委員に欠員が生じた場合には、改正法附則第 15 条第 3 項に基づき都道府県知事が委員を選任することになります。

### 4 新たな制度への円滑な移行の協力について

改正後の漁業法においては、海区漁業調整委員会に関し選挙管理委員会が担う選挙事務はありませんが、新たな制度へと完全に移行するまでの間は、3 のとおり選挙管理委員会に必要な事務を行っていただくことになることから、制度の円滑な移行に向け、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

## 報告第2号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例について

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律が平成30年12月14日に公布され、公布の日から施行することになったため、その法律の概要を下記のとおり報告する。

平成31年1月9日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 三浦希嘉

記

法律概要 別紙のとおり

## 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の 臨時特例に関する法律の概要

### 1 趣旨

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月、4月又は5月中に満了することになる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑な執行等を図るため、選挙の期日を統一するもの。

### 2 統一地方選挙の執行日

- (1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長
  - ・平成31年4月7日（第1日曜日）
- (2) 指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員及び長
  - ・平成31年4月21日（第3日曜日）

### 3 統一する選挙の範囲

- (1) 原則として、平成31年3月1日から5月31日までの間に任期が満了することになる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙。
- (2) 平成31年6月1日から6月10日までの間に任期が満了する場合は、統一地方選挙として行うことが可能。

### 4 重複立候補の禁止

4月7日執行の都道府県等選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む選挙区で行われる4月21日執行の市区町村選挙又は衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないこととする。

### 5 その他

統一地方選挙として行われる選挙についての寄附等の禁止期間を統一する特例を設けること。

## 議案第1号

### 選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、平成30年12月28日以前に死亡した  
ので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市

外 184人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、平成30年8月31日以前に転出し、本  
市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28  
条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市

外 287人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかった  
ので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

平成31年1月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 三 浦 希 嘉

登録を抹消する者は、別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

平成31年1月1日(死亡者及び市内転居に関しては平成30年12月28日)現在

選挙人名簿登録抹消者数調

(投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	市立苦小牧東小学校	1	0	1	6	5	11				7	5	12	3	0	3	1,098	1,162	2,260
2	市立苦小牧東中学校	3	2	5	4	1	5				7	3	10	7	1	8	1,315	1,479	2,794
3	市立若草小学校	2	0	2	4	5	9				6	5	11	6	6	12	888	1,019	1,907
4	新中野総合福祉会館	4	2	6	8	4	12				12	6	18	-14	-5	-19	2,133	2,019	4,152
5	文化交流センター	2	2	4	3	2	5				5	4	9	-4	-7	-11	795	869	1,664
6	市立苦小牧西小学校	3	4	7	2	0	2				5	4	9	-1	0	-1	1,728	2,074	3,802
7	市立大成小学校	2	2	4	2	4	6				4	6	10	6	9	15	1,123	1,411	2,534
8	西町総合福祉会館	1	2	3	0	2	2				1	4	5	2	-1	1	1,266	1,898	3,164
9	市立北光小学校	2	0	2	2	3	5				4	3	7	-1	2	1	1,627	1,976	3,603
10	市立啓北中学校	2	3	5	0	3	3				2	6	8	3	3	6	1,784	2,054	3,838
11	見山町総合福祉会館	3	2	5	1	4	5				4	6	10	-5	-4	-9	1,017	1,261	2,278
12	第八区総合福祉センター	0	3	3	5	4	9				5	7	12	-2	-4	-6	1,693	1,703	3,396
13	市立清水小学校	1	0	1	5	2	7				6	2	8	2	0	2	1,000	1,036	2,036
14	市立和光中学校	2	3	5	8	5	13				10	8	18	8	-3	5	1,825	1,766	3,591
15	市立緑小学校	0	1	1	4	4	8				4	5	9	5	10	15	2,562	2,815	5,377
16	住吉コミュニティセンター	5	3	8	1	1	2				6	4	10	3	1	4	1,261	1,580	2,841
17	市立美園小学校	1	1	2	3	4	7				4	5	9	-46	-4	-50	1,976	1,879	3,855
18	新明町総合福祉会館	0	1	1	2	2	4				2	3	5	34	-2	32	979	884	1,863
19	苦小牧地域職業訓練センター	0	4	4	9	6	15				9	10	19	1	4	5	2,481	2,341	4,822
20	市立明野小学校	1	2	3	3	5	8				4	7	11	-4	-5	-9	1,928	2,046	3,974
21	市立光洋中学校	3	2	5	3	0	3				6	2	8	-4	3	-1	858	886	1,744
22	市立糸井小学校	3	6	9	5	3	8				8	9	17	-6	-4	-10	2,104	2,110	4,214
23	市立北星小学校	2	6	8	4	6	10				6	12	18	-2	1	-1	1,518	1,647	3,165
24	市立豊川小学校	1	2	3	1	2	3				2	4	6	-2	-3	-5	1,089	1,287	2,376
25	市立啓北中学校山なみ分校	2	2	4	1	2	3				3	4	7	-1	2	1	1,905	2,087	3,992
26	しらかば総合福祉会館	4	2	6	6	6	12				10	8	18	2	1	3	1,742	2,091	3,833
27	市立日新小学校	3	0	3	7	3	10				10	3	13	-3	0	-3	2,471	2,692	5,163
28	柏木町町内会館	8	1	9	1	3	4				9	4	13	1	-3	-2	2,481	2,789	5,270
29	市立泉野小学校	3	0	3	5	6	11				8	6	14	5	1	6	1,756	1,962	3,718
30	市立澄川小学校	4	6	10	3	3	6				7	9	16	-3	-4	-7	2,734	3,055	5,789
31	ときわ町総合福祉会館	3	2	5	1	1	2				4	3	7	-4	-3	-7	1,630	1,819	3,449
32	市立錦岡小学校	2	4	6	1	1	2				3	5	8	3	-1	2	1,822	1,885	3,707
33	のぞみコミュニティセンター	2	4	6	1	3	4				3	7	10	6	8	14	2,300	2,445	4,745
34	市立明德小学校	3	1	4	3	4	7				6	5	11	1	3	4	1,467	1,776	3,243
35	樽前交流センター	3	4	7	0	0	0				3	4	7	1	1	2	250	308	558
36	沼ノ端コミュニティセンター	2	4	6	5	6	11				7	10	17	-6	-1	-7	1,617	1,495	3,112
37	市立沼ノ端中学校	2	1	3	3	3	6				5	4	9	2	-3	-1	1,752	1,826	3,578
38	市立拓勇小学校	0	0	0	17	7	24				17	7	24	8	-3	5	4,847	4,411	9,258
39	市立ウトナイ小学校	4	3	7	9	10	19				13	13	26	6	12	18	3,413	3,352	6,765
40	勇弘公民館	1	3	4	1	0	1				2	3	5	-7	-8	-15	826	853	1,679
41	植苗ファミリーセンター	4	1	5	3	1	4				7	2	9	0	0	0	614	642	1,256
合	計	94	91	185	152	136	288	0	0	0	246	227	473	0	0	0	69,675	74,690	144,365

前回12月1日現在選挙人名簿登録者数  
69,921 74,917 144,838



議案第 2 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

苫小牧市選挙事務取扱規程第 11 条第 5 項の規定により、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間における選挙人名簿抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 9 日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 三 浦 希 嘉

選挙人名簿抄本の閲覧状況

別紙のとおり

(別紙)

### 平成30年 選挙人名簿抄本の閲覧状況

	閲覧年月日	閲覧申出者の氏名 (国等の機関はその名称、法人はその 名称及び代表者又は管理人の氏名)	主たる事務所の 所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	平成30年 1月12日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	東京都中央区築地 5-3-2	政治や選挙などに関する有権者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第一条に定めるところの民主政治の健全な発達を期する	第13及び第31投票区の有権者から各9名 計18名
2	平成30年 2月22日	総務省統計局統計調査部 調査委託機関 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	大成町1丁目及び2丁目から50名
3	平成30年 5月16日	㈱北海道新聞情報サービス 代表取締役社長 地田 哲哉	札幌市中央区大通西 3丁目6	政治・選挙・北海道150年に関する道民世論調査の対象者抽出のため	第8、21、32投票区から各10名 計30名
4	平成30年 5月24日	早稲田大学 社会科学総合学術院長 山田 満 調査委託機関 ㈱日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博	東京都中央区日本橋本町 2-7-1	「世代と選挙に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	新中野町2～3丁目及び元中野町1～3丁目の18歳以上から50名
5	平成30年 6月6日	総務省統計局統計調査部 調査委託機関 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	若草町1～2丁目及び4～5丁目から50名
6	平成30年 9月5日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	東京都港区東新橋 1-7-1	日本世論調査 面接世論調査の対象者抽出のため	第6、20、29投票区から各12名 計36名
7	平成30年 10月3日	総務省統計局統計調査部 調査委託機関 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	汐見町2～3丁目及び日吉町3丁目から各50名 計100名

(別紙)

平成30年 選挙人名簿抄本の閲覧状況

	閲覧年月日	閲覧申出者の氏名 (国等の機関はその名称、法人はその 名称及び代表者又は管理人の氏名)	主たる事務所の 所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
8	平成30年 11月29日	公益財団法人たばこ総合研究センター 理事長 大久保 憲朗 調査委託機関 (株)日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博	東京都中央区日本橋本町 2-7-1	「新しい嗜好品と価値観や社会的地位に関する調査」 (調査タイトル「ライフスタイルと社会意識に関する 調査」)の調査対象者抽出のため	浜町2丁目、日の出町1丁目、 しらかば町3丁目及び青葉町1 丁目から20～69歳の男女21名
9	平成30年 12月6、13、18日	日本共産党 苫小牧地区委員会 代表 西 敏彦	苫小牧市見山町 2丁目2番6号	チラシやアンケートを送付するため	有珠の沢町全域から1,969名
10	平成30年 12月26日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	東京都中央区築地 5-3-2	政治や選挙などに関する有権者の意識を客観的に測 定、分析して報道し、もって公選法第一条に定めると ころの民主政治の健全な発達を期する	第16投票区の有権者9名

## 議案第3号

### 苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

苫小牧市選挙事務取扱規程（昭和59年選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成31年1月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 三浦希嘉

### 記

#### 苫小牧市選挙事務取扱規程の一部改正について

苫小牧市選挙事務取扱規程（平成3年選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の5の表第7条の項中「登録」を「登録等」に改め、同表第8条の項中「登録」を「登録等」に、「第1項において準用する法第24条（異議の申出）第2項」を「第2項」に改める。

第101条の4第1項中「（苫小牧市長の選挙における候補者に限る。）」を削り、同条第2項中「第2項」の次に「、第5項」を加える。

第117号様式の3中「苫小牧市長」を削る。

### 附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

○苫小牧市選挙事務取扱規程（平成3年選挙管理委員会告示第7号）

改正案			現行		
第14条の5 《略》			第14条の5 《略》		
第7条	第24条（異議の申出）第1項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第1項において準用する法第24条（異議の申出）第1項	第7条	第24条（異議の申出）第1項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録）に関する異議の申出）第1項において準用する法第24条（異議の申出）第1項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿		選挙人名簿	在外選挙人名簿
第8条	第24条（異議の申出）第2項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出） _____	第8条	第24条（異議の申出）第2項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録）に関する異議の申出）第1項において準用する法第24条（異議の申出）第2項
《略》			《略》		

第101条の4 証紙の交付を受けようとする公職の候補者  
\_\_\_\_\_は、第117号様式の4による証紙交付票（以下この章において「証紙交付票」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 証紙交付票は、法第86条の4（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）第1項、第2項、第5項、第6項及び第8項の規定による候補者の立候補の届出を受理する際に委員会が交付するものとする。

3-6 <略>

第117号様式の3（選挙運動用ビラ証紙）（第101条の3関係）

年 月 日執行  
\_\_\_\_\_選挙  
選挙運動用ビラ  
(第 号)  
苫小牧市選挙管理委員会

第101条の4 証紙の交付を受けようとする公職の候補者  
（苫小牧市長の選挙における候補者に限る。）は、第117号様式の4による証紙交付票（以下この章において「証紙交付票」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 証紙交付票は、法第86条の4（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）第1項、第2項、\_\_\_\_、第6項及び第8項の規定による候補者の立候補の届出を受理する際に委員会が交付するものとする。

3-6 <略>

第117号様式の3（選挙運動用ビラ証紙）（第101条の3関係）

年 月 日執行  
苫小牧市長選挙  
選挙運動用ビラ  
(第 号)  
苫小牧市選挙管理委員会

施行期日：平成31年3月1日

協議第1号

第19回統一地方選挙における執行計画及び主要事務の日程について

第19回統一地方選挙における執行計画（案）及び主要事務の日程（案）を別紙のとおり策定したので協議する。

平成31年1月9日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 三浦希嘉

## 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙事務執行計画（案）

- 1 告示日  
知事選挙 平成31年3月21日（木）  
道議選挙 平成31年3月29日（金）
- 2 投票日  
平成31年4月7日（日）
  - (1) 投票所 41箇所（小中学校25・町内会館8・その他8）
  - (2) 投票時間 7時から20時まで
- 3 開票日  
平成31年4月7日（日）「即日開票」（道議選挙は選挙会）
  - (1) 開票所 苫小牧市総合体育館主競技場
  - (2) 開票開始 21時
- 4 選挙権（下記の要件を満たす者）
  - (1) 日本国民で、年齢満18歳以上の者
  - (2) 本市に住所を有する者
  - (3) 本市の住民票が作成された日（転入届出をした者については転入届の日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に登録されている者
  - (4) 欠格事項（禁固以上の受刑者等）等に該当しない者

### 5 選挙人名簿の選挙時登録の基準日（登録日）

- (1) 住所～告示日の前日      年 齢～ 選挙期日      登録日～告示日の前日

種 別	北海道知事選挙	北海道議会議員選挙
住所に関して	平成31年3月20日（水）	平成31年3月28日（木）
年齢に関して	平成31年4月7日（日）	

- (2) 選挙時登録      上記の基準日に従い、登録資格を有する者を登録
- （知事選挙）      平成13年4月8日以前の出生者で平成30年12月20日以前に本市に転入届出をし、引き続き居住している者
- （道議選挙）      平成13年4月8日以前の出生者で平成30年12月28日以前に本市に転入届出をし、引き続き居住している者

※ 平成30年12月7日以後に本市から転出した者（引き続き道内の他市町村に住所を有する者）は、知事・道議選挙に限っては資格がある。ただし、市区町村長の発行する「引き続き居住している旨の証明書」を提示する従前の方法か、「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用し、引き続き道内に住所を有することの確認を受けることが必要（本市の選挙人名簿に登録されている者に限る）。



6 期日前及び不在者投票

投票所	設置期間	実施時間
市役所2階談話室	3月22日(金)～4月6日(土)	8時30分～20時
のぞみコミュニティセンター 講習室	3月30日(土)～4月6日(土)	9時～20時
沼ノ端交流センター ミーティングルーム		
豊川コミュニティセンター 集会室		
勇払出張所会議室		
イオンモール苫小牧 2階臨時期日前投票所		

※ 不在者投票指定施設 41施設  
(病院19・老人ホーム等19・身障施設2・刑事施設1)

7 投票所入場券 3月14日発送(約100,000枚)

8 ポスター掲示場 (設置数) 平成30年12月1日の定時登録における各投票区有権者数及び各投票区の面積で積算。市内一円に256箇所設置(前回の平成27年4月執行時は281箇所)  
(区画数) 知事選 10区画  
道議選 6区画

9 選挙公報 (配布方法) 業者委託により行う。  
(配布対象) 選挙人名簿に登録された者の属する世帯  
(市内全世帯の約86,000世帯に配布の予定)  
(委託期間) 4月1日～4月5日(道の配布日程により変更が生じる。法定配布期限は4月5日まで)

10 市広報による啓発 (掲載予定) 3月1日号及び4月1日号  
(配布対象) 市内全世帯

11 投開票事務従事者数 (投票事務) 451人(投票管理者41人・投票立会人165人を除く。)  
(開票事務) 192人

12 その他参考事項

- (1) 道議選挙立候補予定者説明会 2月26日(火)13時30分～16時  
市民会館小ホール
- (2) 立候補届事前審査 3月14日(木)9時～12時  
市役所9階会議室
- (3) 立候補届出受付 3月29日(金)8時30分～12時  
市役所9階会議室  
12時以降は7階選挙管理委員会事務局

(4) 道議会議員被改選数（苫小牧市選挙区） 3

(5) 道議選挙運動に対する公費負担

ア 選挙運動用自動車の運行（車両・運転手・燃料）～1台

イ 選挙運動用ポスターの作成印刷～公営掲示場数(256箇所)×1.2枚まで

ウ 選挙運動用通常葉書～8,000枚まで

エ 選挙運動用ビラの作成～16,000枚まで

## 苫小牧市議会議員選挙事務執行計画（案）

- 1 告示日 平成31年4月14日（日）
- 2 投票日 平成31年4月21日（日）
  - (1) 投票所 41箇所（小中学校25・町内会館8・その他8）
  - (2) 投票時間 7時から20時まで
- 3 開票日 平成31年4月21日（日）「即日開票」
  - (1) 開票所 苫小牧市総合体育館主競技場
  - (2) 開票開始 21時
- 4 選挙権（下記の要件を満たす者）
  - (1) 日本国民で、年齢満18歳以上の者
  - (2) 本市に住所を有する者
  - (3) 本市の住民票が作成された日（転入届出をした者については転入届の日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に登録されている者
  - (4) 欠格事項（禁固以上の受刑者等）等に該当しない者
- 5 選挙人名簿の選挙時登録の基準日（登録日）
  - (1) 住所～告示日の前日 年齢～ 選挙期日 登録日～告示日の前日
 

種別	基準日
住所に関して	平成31年4月13日（土）
年齢に関して	平成31年4月21日（日）
  - (2) 選挙時登録 上記の基準日に従い、登録資格を有する者を登録  
平成13年4月22日以前の出生者で平成31年1月13日以前に本市に転入届出をし、引き続き居住している者

### 6 期日前及び不在者投票

投票所	設置期間	実施時間
市役所2階談話室	4月15日（月）～4月20日（土）	8時30分～20時
のぞみコミュニティセンター 講習室		9時～20時
沼ノ端交流センター ミーティングルーム		
豊川コミュニティセンター 集会室		
勇払出張所会議室		
イオンモール苫小牧 2階臨時期日前投票所		

※ 不在者投票指定施設 41施設

(病院19・老人ホーム等19・身障施設2・刑事施設1)

- 7 投票所入場券 4月8日発送(約100,000枚)
- 8 ポスター掲示場 (設置数) 平成30年12月1日の定時登録における各投票区有権者数及び各投票区の面積で積算。市内一円に256箇所設置(前回の平成27年4月執行時は281箇所)  
(区画数) 36区画
- 9 選挙公報 (配布方法) 業者委託により行う。  
(配布対象) 選挙人名簿に登録された者の属する世帯  
(市内全世帯の約86,000世帯に配布の予定)  
(委託期間) 4月16日～4月19日(道の配布日程により変更が生じる。法定配布期限は4月19日まで)
- 10 市広報による啓発 (掲載予定) 3月1日号及び4月1日号  
(配布対象) 市内全世帯
- 11 投開票事務従事者数 (投票事務) 402人(投票管理者41人・投票立会人165人を除く。)  
(開票事務) 154人
- 12 その他参考事項
- (1) 市議選挙立候補予定者説明会 2月26日(火)13時30分～16時  
市民会館小ホール
- (2) 立候補届事前審査 4月1日(月)～3日(水)9時～  
市役所9階会議室
- (3) 立候補届出受付 4月14日(日)8時30分～12時  
市役所9階会議室  
12時以降は7階選挙管理委員会事務局
- (4) 市議会議員被改選数(定数) 28
- (5) 市議選挙運動に対する公費負担
- ア 選挙運動用自動車の運行(車両・運転手・燃料)～1台
- イ 選挙運動用ポスターの作成印刷～公営掲示場数(256箇所)×1.2枚まで
- ウ 選挙運動用通常葉書～2,000枚まで
- エ 選挙運動用ビラの作成～4,000枚まで

第19回統一地方選挙主要事務日程（案）

月	日	曜日	時間	事務内容	委員長	委員
1	9	水	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○
2				統一地方選挙実施本部設置		
	13	水	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○
	18	月	9時00分	併任職員辞令交付式（7階会議室）	○	
	26	火	13時30分	道議及び市議選立候補予定者説明会（市民会館小ホール）		○
3	1	木	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/定時登録	○	○
	14	月		投票所入場券・転出はがき発送		
	18	月	13時30分	不在者投票指定施設事務説明会（9階会議室）		○
	20	水	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/知事選挙時登録	○	○
	21	木	17時10分	【知事選挙告示日】知事選投票記載所の氏名掲載順序決定くじ（委員室）		
	22	金	8時30分	知事選期日前・不在者投票開始（市役所2階談話室）		
	25	月	13時30分	投票事務従事者説明会（市役所9階会議室）		○
	26	火	13時30分	開票事務従事者説明会（市役所9階会議室）		
	28	木	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/道議選挙時登録	○	○
			13時30分	報道機関へ投票・開票日程資料配布		
	29	金		【道議選挙告示日】		
			8時30分	道議選立候補受付順序決定くじ（＝ポスター掲示場掲示区画番号）	○	
			8時30分	道議立候補受付・公費負担申請受付	○	
				道議選挙における選挙公報掲載順序決定のくじ（選挙管理委員会）		
30	土	17時15分	道議選挙における投票記載所の氏名等の掲載順序決定くじ（同）			
		8時30分	道議選期日前及び不在者投票開始（本庁8時30分、外部施設9時）			
4	4	木	13時30分	街頭啓発（胆振支所、明推協と共催 イオン、MEGAドンキホーテ）	○	○
			17時10分	開票・選挙立会人決定のくじの実施（7階選挙管理委員会事務局）		
	7	日		【知事・道議選挙投票日・開票日】		
			8時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○
			8時30分	投票所視察（市内投票所41箇所）	○	○
			21時00分	選挙会（開票）開始（市総合体育館主競技場）	○	○
	8	月		道議当選人の告示（選挙会終了後）		
				胆振支所へ選挙結果報告		
	13	土		投票所入場券発送		
			9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/市議選挙時登録	○	○
	14	日		【市議選挙告示日】		
			8時00分	市議選立候補受付順序決定くじ（＝ポスター掲示場掲示区画番号）	○	
			8時30分	市議立候補受付・公費負担申請受付	○	
				17時10分	市議選挙における選挙公報掲載順序決定のくじ（選挙管理委員会）	

		17時30分	市議選挙における投票記載所の氏名等の掲載順序決定くじ（同）			
15	月	8時30分	市議選期日前及び不在者投票開始（本庁8時30分、外部施設9時）			
18	木	17時10分	選挙立会人決定のくじの実施（7階選挙管理委員会事務局）			
			<b>【市議選挙投票日・開票日】</b>			
21	日	8時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○	
		8時30分	投票所視察（市内投票所41箇所）	○	○	
		21時00分	選挙会（開票）開始（市総合体育館主競技場）	○	○	
			市議選当選人の告示（選挙会終了後）			
22	月		道議選の効力に関する異議申し出期限			
24	火	10時00分	当選証書付与式（9階会議室）			
26	金	9時00分	併任職員辞令交付式（7階会議室）	○		
5	7	火	9時00分	市議選の効力に関する異議申し出期限		